

改正

平成17年1月11日規則第1号
平成19年3月28日規則第3号
平成25年3月29日規則第6号
平成26年3月20日規則第2号
平成27年3月30日規則第4号

鏡石町下水道条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鏡石町下水道条例（平成5年鏡石町条例第1号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において「管渠」とは、排水管又は排水渠をいう。

(使用月の始期及び終期)

第3条 条例第2条第10号に定める使用月の始期及び終期は、次のとおりとする。

(1) 条例第16条第2項第1号に係る汚水にあっては、鏡石町上水道事業給水条例（昭和42年鏡石町条例第19号）第26条の規定による前回のメーターの点検日の翌日からその日以降最初に到来する点検日までとする。

(2) 条例第16条第2項第2号に係る汚水にあっては、前号に定める点検日の前月末とする。

(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのない排水施設)

第3条の2 条例第2条の3第3号に規定する規則で定めるものは、次のいずれかに該当する排水施設（これを補完する施設を含む。次条において同じ。）とする。

(1) 排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれのない構造のもの

(2) 人が立ち入ることが予定される部分を有する場合には、当該部分を流下する下水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの

ア 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第6条に規定する基準

イ 下水道法施行規則（昭和42年建設省令第37号）第4条の3第2項に規定する国土交通大臣が定める方法により検定した場合において、大腸菌が検出されず、かつ、濁度が2度以下であること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、当該施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないと認められるもの

(耐震性能を確保するために講ずべき措置)

第3条の3 条例第2条の3第5号に規定する規則で定める措置は、耐震性能を確保するための次に掲げる措置とする。

(1) 排水施設の周辺の地盤（埋戻し土を含む。次号及び第4号において同じ。）に液状化が生ずるおそれがある場合においては、当該排水施設又は処理施設の周辺の地盤の改良、埋戻し土の締固め若しくは固化若しくは砕石による埋戻し又は杭基礎の強化その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

(2) 排水施設の周辺の地盤に側方流動が生ずるおそれがある場合においては、護岸の強化又は地下連続壁の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

- (3) 排水施設の伸縮その他の変形により当該排水施設に損傷が生ずるおそれがある場合には、可撓^{とう}継手又は伸縮継手の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- (4) 前3号に定めるもののほか、施設に用いられる材料、施設の周辺の地盤その他の諸条件を勘案して、耐震性能を確保するために必要と認められる措置

2 耐震性能は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 地域の防災対策上必要と認められる施設の下水を排除するために設けられる排水施設その他の都市機能の維持を図る上で重要な排水施設及び破損した場合に二次災害を誘発するおそれがあり、又は復旧が極めて困難であると見込まれる排水施設 次に定めるところによる。

ア 施設の供用期間内に発生する確率が高い地震動に対して、所要の構造の安定を確保し、かつ、当該排水施設の健全な流下能力及び処理機能を損なわないこと。

イ 施設の供用期間内に発生する確率が低い、大きな強度を有する地震動に対して、生じる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな流下能力及び処理機能の回復が可能なものとし、当該排水施設の所期の流下能力及び処理機能を保持すること。

- (2) 前号に掲げる排水施設以外の排水施設 同号アに定めるとおりとする。

(排水管の内径及び排水渠^{きよ}の断面積の数値)

第3条の4 条例第2条の3第6号に規定する規則で定める数値は、排水管の内径にあつては100ミリメートル（自然流下によらない排水管にあつては、30ミリメートル）とし、排水渠^{きよ}の断面積にあつては5,000平方ミリメートルとする。

(排水設備の共同設置)

第4条 排水設備は、土地建物その他ものの状況により、町長の承認を受け共同してこれを設置することができる。

- 2 前項の規定の場合は、各名義者は、その排水設備に関する義務について連帯してその責任を負うものとする。

- 3 第1項の規定による承認を受けようとする者は、代表者を定め連名のうえ、排水設備共同設置承認申請書（第1号様式）を町長に提出しなければならない。

- 4 前項の代表者を変更したときは、排水設備共同設置代表者変更届（第2号様式）を町長に提出しなければならない。

(排水設備の固着箇所及び工事の実施方法)

第5条 条例第3条第2号に規定する排水設備の固着箇所及び工事の実施方法は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 管渠^{きよ}の構造は、暗渠式とする。

- (2) 管渠^{きよ}の勾配がその地勢その他事情により条例第3条第3号の規定によりがたいときは、その起点に洗浄装置をつけること。

- (3) 管渠^{きよ}の土被りは、原則として20センチメートル以上とすること。ただし、これによりがたい場合で、必要な防護をしたときは、この限りでない。

- (4) 管渠^{きよ}の直線部分には、その内径又は内のり幅120倍以内の間隔にますを設置するものとし、埋設の深度に応じ、検査又は清掃に支障のない大きさとしなければならない。

- (5) 公共ますに管渠^{きよ}を接続する場合は、1つの公共ますに対しては1か所とする。

- (6) 使用者が公共ますを使用するときは、最終ますを設け、これに流入させてから公共ますに接続する。この場合の最終ますの位置は、公共ますから2メートル以内の箇所に設置すること。ただし、これによりがたいときは、この限りでない。

- (7) 前号に規定する最終ますのほか管渠^{きよ}の始まる箇所、屈曲箇所、合流箇所、内径及び管種が異なる管渠^{きよ}の接続箇所又は勾配を変える箇所には、ますを設置しなければならない。ただし、簡易な箇所には、枝付管又は曲管を用いることができる。
- (8) ますには、密閉ふたを設けること。ただし、雨水のみを排除する管渠^{きよ}のますにあっては、格子ふたを設けることができる。
- (9) 汚水を排除するための排水設備は、汚水ますのインバート上流端の接続孔に、管低高に食い違いの生じないようかつ、ますの内壁に突き出さないようにさし入れ、その周囲をモルタルで埋め、内外面を上塗り仕上げとすること。

(付帯設備)

第6条 排水設備を設置するときは、次の各号に掲げる付帯設備を設けなければならない。

- (1) 水洗便所、台所、浴場、洗濯場等の汚水流出箇所には、容易に検査及び清掃のできる構造の防臭装置を設けること。
- (2) 防臭装置の封水がサイホン作用又は負圧によって破られるおそれがあると認められるときは、通気管を設けること。
- (3) 台所、浴場、洗濯場等の固形物を含む汚水を排除する箇所には、固形物の流下を阻止するのに有効な目幅をもち、点検及び清掃が容易にできる構造のストレーナ等を設けること。
- (4) 事業場等における浮遊物質、油脂類又は土砂等を含む汚水の排出箇所には、これらの物質が公共下水道に流入するのを阻止し、収集するため次に掲げる阻集器を設けること。
 - ア 料理店、食品加工場等における油脂類を多量に含む汚水の排出箇所にはグリース阻集器
 - イ 自動車修理工場、ガソリンスタンド等における可燃性油類を多量に含む汚水の排出箇所にはオイル阻集器
 - ウ 洗車場、工場等における土砂等を含む汚水の排出箇所には沈砂装置
- (5) 地下室その他下水の自然流下が十分でない箇所には、下水を集水する排水タンクを設け、当該下水を公共下水道に排除するためポンプ施設を設けること。

(排水設備等設置の申請及び確認)

第7条 条例第4条第1項に規定する排水設備等の計画の確認を受けようとする者は、排水設備等確認申請書(第3号様式)に次の各号に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 位置図 目標及び申請地の位置を明示すること。
- (2) 平面図 縮尺は200分の1以上とし、次の事項を記載すること。ただし、建物又は敷地が著しく広大であるときは、縮尺を縮小することができる。
 - ア 道路、境界、面積及び公共下水道の施設の位置
 - イ 建物及び水洗便所、台所、浴場、水道、井戸等の位置
 - ウ 管渠並びに附属施設の位置、大きさ及び区分
 - エ 除害施設、ポンプ施設、付帯設備等の位置
 - オ 申請地内に使用者を異にする者があるときは、その相互の境界及び面積
 - カ その他下水の排除の状況を明らかにするために必要な事項
- (3) 縦断面図 縮尺は、平面図に準じ、縦は横の10倍以上とし、排水設備等を接続する公共下水道の直上道路面の高さを基準として、地表、管渠^{きよ}の大きさ、勾配及びますまでの中心距離を記載すること。

(4) 構造詳細図 縮尺は20分の1以上とし、管渠^{きよ}及び附属装置の構造、寸法を表示しなければならない。この場合において、悪質下水の処理のため中和槽その他特別の装置又は施設等を必要とする場合は、その構造の詳細を記入した図面

(5) 他人の土地又は排水設備等を使用するときは、その者の承諾書

(6) 排水設備等工事設計書

2 町長は、前項の申請について当該排水設備等が下水道に関する法令、条例及び規則の規定に適合することを確認したときは排水設備等確認通知書（第4号様式）により申請人に通知するものとする。

3 条例第4条第2項の規定による届出は、排水設備等計画変更届（第5号様式）による。

4 町長は、前項の届出に基づき変更の内容を承認したときは、排水設備等計画変更確認通知書（第6号様式）を届出者に交付するものとする。

（排水設備等の完了届等）

第8条 条例第6条第1項の規定による届出は、排水設備等工事完了届（第7号様式）による。

2 条例第6条第2項の規定による検査済書は、排水設備等工事検査済書（第8号様式）とし、排水設備等設置場所の門柱等見易い場所に掲示しなければならない。

（軽微な工事）

第9条 条例第5条に規定する軽微な工事とは、次の各号に掲げるものとする。

(1) ますのふた又はマンホールのふたの据付又は取替え

(2) 防臭装置その他の排水設備の附属装置の修繕

（水質管理責任者の業務）

第10条 条例第10条に規定する規則で定める水質管理責任者の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 除害施設の操作及び維持管理に関すること。

(2) 除害施設から公共下水道へ排除する汚水の量及び水質の測定並びに記録に関すること。

(3) 除害施設の破損その他事故及び緊急時の措置に関すること。

(4) 除害施設から発生する汚泥の量の把握及び処理に関すること。

（水質管理責任者の届出）

第11条 条例第10条の規定による届出は、水質管理責任者選任（変更）届（第9号様式）による。この場合、次条に規定する資格を証明する書類を添付しなければならない。

（水質管理責任者の資格）

第12条 条例第10条に規定する規則で定める水質管理責任者の資格は、除害施設を設置する事業場に勤務し、かつ、次の各号の一に該当するものとする。

(1) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）第7条第1項に規定する公害防止管理者（水質関係第1種から第4種までの有資格者に限る。）の資格を有する者

(2) 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条の3に規定する資格を有する者

(3) 町長が指定する講習の課程を終了した者

2 前項の規定にかかわらず、前項各号に規定する資格を有する者がいないときは、除害施設設置者の申請により、町長が承認した者を水質管理責任者とみなすことができる。この場合において水質管理責任者とみなす期間は、町長が承認後初めて行う前項第3号に規定する講習の終了のときまでとする。

3 前項に規定する町長の承認を受けようとする者は、水質管理責任者特認申請書（第10号様式）を町長に提出しなければならない。

4 第1項第3号に規定する講習に関し必要な事項は、町長が別に定める。

（除害施設の設置等の届出）

第13条 条例第11条の規定による届出をしようとする者は、除害施設設置（変更）・休止・廃止届（第11号様式）により町長に提出しなければならない。

（使用開始等の届出）

第14条 条例第14条に規定する公共下水道の使用開始等の届出は、使用開始（変更・休止・廃止）届（第12号様式）による。また、条例第16条の2に規定する使用の態様の変更の届出も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、水道水のみで使用している使用者については、水道事業管理者に提出された書類で、届出があったとみなすことができる。

3 井戸水を使用している使用世帯員の変更の届出は、使用世帯員変更届（第12号の2様式）による。

（汚水排除量の認定）

第15条 条例第16条第2項第2号の規定による汚水の排除量の認定は次の各号に定めるところによる。

（1）井戸水のみを一般家事用として使用しているものについては1世帯1月につき2人まで10立方メートルとし、1人増すごとに5立方メートルを加えた水量をもって一使用月の汚水排除量とみなす。

（2）前号に定める井戸が水道と併用されている場合には前号により算出した量の2分の1をもって当該井戸の汚水排除量とみなす。

（3）前2号以外のものについては、使用者の申告に基づき使用の実態を調査して認定し、必要があると認めるときは汚水排除量を測定するための装置を取り付けて認定する。

（4）第1号及び第2号において使用人員に変更があった場合においては使用者は前条第3項に規定する届出をしなければならない。町長は調査の結果、変更を確認できたときは、第3条第2号に規定する月から適用にすることができる。

（5）前4号以外の汚水排除量については町長が調査により認定することができる。

（所定の届出をしない汚水排水量）

第15条の2 所定の届出をしないで公共下水道を使用した者の使用を開始した日については、町長が認定する。

（汚水排除量の申告）

第16条 条例第16条第2項第4号の規定による製氷業等及び第15条第3号の汚水排除量の申告は、汚水排除量申告書（第13号様式）による。

2 前項の規定にかかわらず、水道事業管理者に提出された書類で届出があったとみなすことができる。

（行為の許可申請）

第17条 条例第19条第2項の規則で定める申請書の様式は、物件許可申請書（第14号様式）とする。

2 町長は、前項の申請を許可したときは、物件設置許可書（第15号様式）を申請者に交付するものとする。

（占用の許可）

第18条 条例第21条第1項の規定による占用の許可願は、占用許可申請書（第16号様式）による。

2 町長は、前項の申請を許可したときは、占用許可書（第17号様式）を申請者に交付するものとする。

3 前項による占用許可の期間は5年以内とする。ただし条例第21条第2項に規定する占用については、10年以内とすることができる。

（使用料の減免）

第19条 条例第23条に規定する使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書（第18号様式）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、使用料の減免についてその可否を決定したときは、使用料減免決定通知書（第19号様式）により申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、水道事業管理者に提出された書類で申請があったとみなすことができる。

（職員の身分証明）

第20条 下水道法（昭和33年法律第79号）第13条第2項及び第32条第5項の規定による身分を示す証明書は、身分証明書（第20号様式）による。

（電子申請による申請）

第21条 条例に規定する届出等の様式は、ふくしま県市町村共同電子申請によるものは、この限りでない。

（委任）

第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年1月11日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月28日規則第3号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第6号）

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に様式の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、平成26年3月31日まで使用することができる。

附 則（平成26年3月20日規則第2号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月30日規則第4号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

第1号様式 (第4条関係)

排水設備共同設置承認申請書		
		年 月 日
鏡石町長		
代表者		住所.....
		氏名..... [㊞]
		電話番号.....
排水設備を共同で設置したいので、		
<input type="checkbox"/> 鏡石町下水道条例施行規則第4条第3項		
<input type="checkbox"/> 鏡石町農業集落排水処理施設設置条例施行規則第3条		
の規定により申請いたします。		
排水設備設置場所	鏡石町	
共 同 設 置 者		
住 所	氏 名	印
	代表者	

第2号様式（第4条関係）

排水設備共同設置代表者変更届 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 年 月 日 </div>	
鏡石町長	代表者 住所..... 氏名..... ^印 電話番号.....
排水設備共同設置代表者を次のとおり変更したいので、 <input type="checkbox"/> 鏡石町下水道条例施行規則第4条第4項 <input type="checkbox"/> 鏡石町農業集落排水処理施設設置条例施行規則第3条 の規定によりお届けします。	
排水設備設置場所	鏡石町
新代表者	住 所
	氏 名
	電話番号
旧代表者	住 所
	氏 名
	電話番号
備 考	

第3号様式（第7条関係）

排水設備等確認申請書

公共下水道

農業集落排水処理施設

年 月 日

鏡石町長

申請者 住所.....
氏名.....㊟

<設置場所> 鏡石町	<使用者氏名（ふりがな）>	※<職業>	
	<使用者住所>	<電話番号>	
<工事区分> 新設・増設・改造・その他（ ）	<水洗便所別> 浄化槽より切替・くみ取り切替・その他（ ）		
<設置区分> 単独・共同・他人の設備に接続	<使用水別> 水道水・水道水以外の水・併用		
除害設備設置 有 無	排水人口 人		
<排水区分> 家事用・営業用・工業用 公衆浴場用・その他（ ）	<融資あつせん> 受ける 受けない	<工事期間> 許可の日から 年 月 日まで	
<指定工事店住所>	<責任技術者登録番号>		
<指定工事店名> <電話番号>	㊟	<責任技術者氏名> <携帯電話番号>	㊟

※ 職業の欄について除害設備等の設置がない場合は、省略することができます。

承 諾 書

上記の排水設備等工事について承諾します。

（この欄は、申請者と異なるとき記入して下さい。）

建物所有者氏名	㊟	住所
土地所有者氏名	㊟	住所
排水設備所有者氏名	㊟	住所

第4号様式（第7条関係）

排水設備等確認通知書

公共下水道

農業集落排水処理施設

年 月 日

様

鏡石町長

設置場所 鏡石町	<使用者氏名（ふりがな）>		<職 業>	
	<使用者住所>		<電話番号>	
<工事区分> 新設・増設・改造・その他（ ）		<水洗便所> 浄化槽より切替・くみ取り切替・その他（ ）		
<設置区分> 単独・共同・他人の設備に接続		<使用水別> 水道水・水道水以外の水・併用		
<除害設備設置> 有 無		<排水人口> 人		
<排水区分> 家事用・営業用・工業用 公衆浴場用・その他（ ）		<融資あつせん> 受 け る 受 け ない		工事期間 許可の日から 年 月 日まで
<指定工事店住所>		<責任技術者登録番号>		
<指定工事店名> <電話番号>		<責任技術者氏名> <携帯電話番号>		

承 諾 書

上記の排水設備等工事について承諾します。

（この欄は、申請者と異なるとき記入して下さい。）

建物所有者氏名	<input type="checkbox"/>	住所
土地所有者氏名	<input type="checkbox"/>	住所
排水設備所有者氏名	<input type="checkbox"/>	住所

年 月 日確認	確認結果
確認番号 第 号	審査職員職氏名 <input type="checkbox"/>

第5号様式（第7条関係）

排水設備等計画変更届

年 月 日

鏡石町長

申請者 住所.....
 氏名.....
 電話番号.....

工事指定業者 住所.....
 氏名.....

責任技術者 氏名.....

次のとおり変更したいので

鏡石町下水道条例第4条第2項

鏡石町農業集落排水処理施設設置条例第6条

の規定によりお届けします。

確認番号	第 号
変更区分	1 確認申請書 2 排水設備等工事設計書 3 添付書類
変更理由	
変更の内容	
1 工事調書、図面等に変更がある場合は、赤書で修正すること。 2 変更のない書類は添付する必要はありません。	

第6号様式（第7条関係）

排水設備等計画変更確認通知書			
様		年 月 日	
		鏡石町長	印
<p>次の排水設備設置変更計画は法令等の規定に適合することを確認しましたので、</p> <p><input type="checkbox"/> 鏡石町下水道条例施行規則第7条第4項</p> <p><input type="checkbox"/> 鏡石町農業集落排水処理施設設置条例施行規則第6条</p> <p>の規定により通知します。</p>			
確認番号	第 号		
設置義務者	住所	鏡石町	氏名
変更区分	1 確認申請書 2 排水設備等工事調書 3 添付書類 (該当する番号を○で囲む)		
変更理由			
変更の内容			

第7号様式（第8条関係）

排水設備等工事完了届	
年 月 日	
鏡石町長	
<input type="checkbox"/> 鏡石町下水道条例第6条第1項 <input type="checkbox"/> 鏡石町農業集落排水処理施設設置条例第8条 の規定によりお届けします。	
申 請 者	住 所
	氏 名 ㊟
設 置 場 所	鏡石町
受 任 者	住 所
	代 表 者 氏 名 ㊟
(指定工事店)	責 任 技 術 者 氏 名 ㊟
確 認 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
(注) 1 工事完了後5日以内に提出すること。	
汚泥くみ取の有無	有 ・ 無
汚泥くみ取を実施した場合（サイン又は捺印）	
立会者	
くみ取者	
汚泥くみ取実施日	年 月 日 ※くみ取完了証明書は裏面に添付

第8号様式 (第8条関係)

↑
3センチメートル
↓



←5センチメートル→

第9号様式（第11条関係）

水質管理責任者選任（変更）届

年 月 日

鏡石町長

届出人 住所.....
氏名.....[㊦]
電話.....

鏡石町下水道条例第10条

鏡石町農業集落排水処理施設設置条例第11条

の規定により次のとおりお届けします。

工場又は事業場	名 称		
	所 在 地		
	業 種 名		
除 害 施 設 管 理 責 任 者	選 任 (変更前)	役 職 名	
		氏 名	
	変 更 後	役 職 名	
		氏 名	
選任等年月日	年 月 日		
備 考			

第10号様式（第12条関係）

水質管理責任者特認申請書							
年 月 日							
鏡石町長	届出人 住所..... 氏名..... [㊞] 電話.....						
<input type="checkbox"/> 鏡石町下水道条例施行規則第12条第3項 <input type="checkbox"/> 鏡石町農業集落排水処理施設設置条例施行規則第11条 の規定により申請します。							
工場又は事業場	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">名 称</td> <td style="width: 90%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">業種名</td> <td></td> </tr> </table>	名 称		所在地		業種名	
名 称							
所在地							
業種名							
選 任 等 年 月 日	年 月 日						
備 考	 						

第11号様式（第13条関係）

除害施設設置（変更）・休止・廃止届

年 月 日

鏡石町長

設置者

住所.....

氏名.....[㊞]

電話.....

鏡石町下水道条例第11条

鏡石町農業集落排水施設設置条例第12条

の規定によりお届けします。

設 置 場 所	鏡石町	
業 種		
排除開始等の年月日	年 月 日 開始・変更・休止・廃止・再開	
1 日 排 除 量	最大 m^3	最小 m^3
処 理 方 法		
排 除 汚 水 の 水 質	温 度	C 度
	水 素 イ オ ン 濃 度	水素指数
	生物化学的酸素要求量	5 日間に mg/l
	浮 遊 物 質 含 有 量	〃
	油 脂 類 含 有 量	〃

第12号様式（第14条、第16条の2 関係）

使用開始（変更・休止・廃止）届			
			年 月 日
鏡石町長			
<input type="checkbox"/> 鏡石町下水道条例 <input type="checkbox"/> 第14条 <input type="checkbox"/> 第16条の2 <input type="checkbox"/> 鏡石町農業集落排水処理施設設置条例第14条 の規定によりお届けします。			
届出者 (使用者)	住所		
	氏名	㊦	電話番号
設置場所	鏡石町		
排水設備番号	確認番号	第	号
汚水種類	水道・井戸・併用・その他汚水		
使用目的	家事用・営業用・工事用・公衆浴場・その他（ ）		
開始等年月日	年	月	日 開始・変更・休止・廃止
構成人員	人		
水洗便器数	大便器	個・小便器	個・両用便器 個
設置者	住所		
	氏名	㊦	
上水道メーター	m ³ （公共下水道の場合は記入のこと）		
備考			

※ 使用開始日は検査合格後となります。

第13号様式（第16条関係）

汚水排除量申告書

年 月 日

鏡石町長

申請者

住所.....

氏名.....[Ⓔ]

電話.....

鏡石町下水道条例第16条第2項第4号の規定により汚水の排水量を申告します。

使用月 年 月分

汚水の種類 水道汚水 ・ 井戸汚水

使用目的

使用水量 水道水 立方メートル

井戸水 立方メートル

モーター	ポンプ
出力馬力	形式
電圧ボルト	口径 ミリメートル
電流アンペア	揚水量 立方メートル
1日平均運転時間	時間
1日平均使用水量	立方メートル
1日平均排除汚水量	立方メートル
1か月稼働日数	日

第14号様式（第17条関係）

物件設置許可申請書	
年 月 日	
鏡石町長	申請者 住所..... 氏名..... [㊞] 電話.....
次のとおり物件を設置したいので <input type="checkbox"/> 鏡石町下水道条例第19条第1項 <input type="checkbox"/> 鏡石町農業集落排水処理施設設置条例第17条 の規定により申請します。	
物件の名称	
物件設置場所	鏡石町
物件設置の目的	
設置場所の面積又は延長	
設置期間	年 月 日から 年 月 日まで
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで
工事施行者	住所
	氏名
変更の場合	従前の許可年月日 年 月 日
	許可番号 第 号
変更の理由	

第15号様式（第17条関係）

<p>物 件 設 置 許 可 書</p> <p>□公共下水道 □農業集落排水処理施設</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">鏡石町長 印</p> <p>年 月 日付をもって申請があった物件設置について、次のとおり許可します。</p>	
物 件 の 名 称	
物 件 設 置 場 所	鏡石町
設 置 場 所 の 面 積 又 は 延 長	
設 置 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
新 規 ・ 変 更 の 別	新 規 ・ 変 更
許 可 条 件	<p>1 工事に支障があるとき、その他町長が必要と認めたときは、この許可を取り消し、又は補強、改造等の工事を施行させることがある。</p> <p>2 物件設置期間終了後は、原形に復すること。</p>

第16号様式（第18条関係）

<p>占用許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>鏡石町長</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所..... 氏名.....[㊞] 電話.....</p> <p>占用許可を受けたいので、 <input type="checkbox"/> 鏡石町下水道条例第21条第1項 <input type="checkbox"/> 鏡石町農業集落排水処理施設設置条例第17条の3 の規定により次のとおり申請します。</p>	
占 用 場 所	鏡石町
占 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
占 用 物 件	
占 用 目 的	
物 件 の 管 理	管 理 者
	管理方法
添 付 書 類	1 位置図（住宅地図等の写） 2 施設又は工作物その他の物件を設ける場所を表示した平面図 3 物件の配置及び構造を表示した図面

第17号様式（第18条関係）

<p>占 用 許 可 書</p> <p><input type="checkbox"/>公共下水道</p> <p><input type="checkbox"/>農業集落排水処理施設</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">鏡石町長 団</p> <p>年 月 日付をもって申請があった占用については、次のとおり許可します。</p>	
物 件 の 名 称	
占 用 場 所	鏡石町
占用面積又は延長	
占 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
新規・変更の別	新 規 ・ 変 更
許 可 条 件	<p>1 工事に支障があるとき、その他町長が必要と認めたときは、この許可を取り消し、又は補強、改造等の工事を施行させることがある。</p> <p>2 物件設置期間終了後は、原形に復すること。</p>

第18号様式（第19条関係）

<p>使用料減免申請書</p> <p><input type="checkbox"/> 公共下水道</p> <p><input type="checkbox"/> 農業集落排水処理施設</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>鏡石町長</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所..... 氏名.....^① 電話.....</p>	
申請区分	減額 免除
減免の期間	年 月分から 年 月分まで
使用料	円
申請理由	
摘要	

第19号様式（第19条関係）

使用料減免決定通知書 年 月 日 様 鏡石町長 印 年 月 日付で申請があった減免について、次のとおり決定したので <input type="checkbox"/> 鏡石町下水道条例施行規則第19条第2項 <input type="checkbox"/> 鏡石町農業集落排水処理施設設置条例施行規則第17条 の規定により通知します。	
決 定 区 分	減 額 す る 免 除 す る 減 額 し な い 免 除 し な い
減 免 の 期 間	年 月分から 年 月分まで
使 用 料	円
減 免 す る 額	円
差 引 納 付 額	円
減 免 し な い 理 由	
摘 要	

第20号様式（第20条関係）

（表）

第 号
身 分 証 明 書
所 属
職 氏名
生年月日
上記の者は、下水道法第13条第2項・同法第32条第5項の規定による立入 検査をすることができる者であることを証明する。
年 月 日発行
鏡石町長
印

6 cm

9 cm

（裏）

- 1 本証を他人に貸与若しくは譲渡し、又は訂正してはならない。
- 2 本証を紛失又はき損したときは、直ちに届け出なければならない。
- 3 資格を失ったときは、直ちに返還しなければならない。